

令和 6 年度棚田地域振興関連予算概算決定 (一覽表)



内閣府
地方創生推進事務局

令和 6 年 3 月

令和6年度棚田地域振興関連予算概算決定一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象				主な補助率	R5予算(百万円)	R6予算概算決定(百万円)	令和6年度予算概算決定における優先採択措置、優遇措置の追加や要件緩和等の拡充措置	左記措置の対象範囲	活動計画申請に当たっての留意事項(各事業の採択時期、活動計画に位置付ける際の留意点等)	備考	担当		詳細版参照ページ
							地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他								局・部	課・室	
1	総務省	ふるさとワーキングホリデー推進事業	都市部の人たちが一定期間地方に滞在し、働いて取入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感する「ふるさとワーキングホリデー」を推進する。	地方公共団体の取組を支援するため、以下の広報支援を実施。 ・専用のポータルサイトの運用 ・SNS(Twitter、facebook等)の運用 ・インターネット広告の実施 ・説明会の開催等	・宮崎県 宮崎県が実施したふるさとワーキングホリデーの参加者が、高千穂町の栃又棚田で農作業に従事した。	国	○					30	30	-	-			自治庁政局	地域自立応援課	1
2	総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域等の持続的発展を支援。	①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動を支援。 ②過疎地域持続的発展支援事業 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業等を支援。	・新潟県十日町市 「まつだい棚田バンク」制度に協力する6集落を中心に、圏域内の他集落の参加が促されるような、強いブランド化を図って地域活性化の軸をつくる。	①地域運営組織等 ②過疎市町村及び都道府県	○					654	654	-	4月下旬内示、5月下旬交付決定予定	予算額は、過疎地域持続的発展支援交付金のうち、①及び②に係る予算額を計上。		自治庁政局	過疎対策室	2-3
3	総務省	地域おこし協力隊	人口減少や高齢化等の進行が著しい地方の地域力維持・強化を図るためには担い手となる人材の確保が課題であり、地域おこし協力隊員として都市住民を委嘱し、一定期間以上、農林水産業、住民の生活支援などの地域協力活動に従事してもらいながら、定住・定着を図る取組を推進。	地域おこし協力隊の更なる拡充のため、全国サミットの開催等により広く制度の周知を行うとともに、隊員・自治体双方への研修の充実や受入・サポート体制の構築により自治体の取組を支援。	・新潟県十日町市 地域おこし協力隊員が、星峠の棚田の清掃・保全活動に取り組むとともに、その棚田で生産される棚田米の直売・販売促進を実施。 ・岡山県美作市 地域おこし協力隊が、上山地区の棚田における持続可能な新たな農業のかたちの確立を目指すなど、棚田の再生に向けた活動を実施。	国	○					208	248	-	-			自治庁政局	地域自立応援課	4
4	総務省	都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業	小学校等における農山漁村での宿泊体験活動(「子ども農山漁村交流プロジェクト」内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省連携)の推進にあたり、受入側は体制整備に必要なマンパワー不足、送出側は教員の負担増等が課題になっていることから、外部人材等を積極的に活用し、双方のコーディネートや体験活動を支援する体制を構築。	子ども農山漁村交流プロジェクトに取り組む受入地域の活性化のため、外部人材等の多様な人材を活用した取組について、地方公共団体から提案を受けた中から、モデルとなる取組を委託調査事業として採択し、先進事例を構築・横展開を図る。	・熊本県熊本市 芳野校区振興協議会(受入側)と熊本市内の小学校(送り側)との交流プログラムにおいて、棚田についての事前学習や棚田での水稲刈り体験活動を実施。	国	○					18	18	-	-			自治庁政局	人材力活性化・連携交流推進室	5
5	総務省／内閣府	特定地域づくり事業の推進	人口急減地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図る。	地域人口の急減に直面している地域において、就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材の確保及びその活躍の推進を図るため、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第64号)に基づく特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するための支援等を行う。		地方公共団体	○					560	560	-	採択時期は随時	内閣府で予算計上後、総務省予算に移替えて執行		自治庁政局/地方創生推進事務局	地域振興室	6

令和6年度棚田地域振興関連予算概算決定一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象				主な補助率	R5予算(百万円)	R6予算概算決定(百万円)	令和6年度予算概算決定における優先採択措置、優遇措置の追加や要件緩和等の拡充措置	左記措置の対象範囲	活動計画申請に当たっての留意事項(各事業の採択時期、活動計画に位置付ける際の留意点等)	備考	担当		詳細版参照ページ
							地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他								局・部	課・室	
6	文部科学省	体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト	青少年のリアルな体験活動の機会の充実を図るため、普及啓発、調査研究、教育的効果の高い自然体験活動の構築を図るとともに、多様な関係者と連携した体制を整備する。また、青少年を対象に優れた取組を行っている企業を表彰する。	青少年の体験活動等について、以下を推進。 ①全国的なリアル体験活動の普及啓発 ②青少年の体験活動の推進に関する調査研究 ③子供たちの心身の健全な発達のための自然体験活動推進事業 ④企業等と連携した体験活動推進体制構築事業 ⑤青少年の体験活動推進企業表彰	—	国					委託事業として実施	79	74	—	—	公募スケジュールは令和5年度同様予定 参考：令和5年度実績 令和5年2月 公募開始 4月 採択決定		総合教育政策局	地域学習推進課 青少年教育室	7
7	文部科学省	健全育成のための体験活動推進事業	子どもたちの豊かな成長に欠かせない、自然体験、農山漁村体験、文化芸術体験など様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むとともに、自己有用感を高め、自らの役割を意識させるなど一人一人のキャリア発達を促す。	自然体験や農山漁村体験など、学校教育活動における2泊3日以上宿泊体験活動の取組に対する事業費等の補助	—	地方公共団体						99	99	—	小・中・高等学校、教育委員会等	採択予定事業内定時期…令和6年3月下旬を予定		初等中等教育局	児童生徒課	8
8	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】歴史的景観保護推進事業	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものの保存と活用を図る。	文化的景観の保存と活用を図るための事業に要する経費についての補助	—	地方公共団体						270	257	重要文化的景観に選定されている指定棚田地域において当該事業が活用されるよう、事業の周知を行う。	重要文化的景観に選定されている指定棚田地域	補助対象事業には、地方公共団体が直接行う「直接事業」と、地方公共団体が所有者等の行う事業を補助する「間接事業」を含む。事業の採択時期は、通例、4月、6月、9月、11月、2月の初頭であり、各採択時期の概ね2カ月前には文化庁担当部門と事業内容についての協議が完了していることが求められる。		文化庁	文化資源活用課	9
9	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	文化財保護法により国の指定を受けた史跡、名勝、天然記念物の保存と活用を図る。	国指定史跡・名勝・天然記念物の保存と活用を図るために所有者又は管理団体が行う整備等に必要経費を補助。	棚田を含む下記の史跡名勝天然記念物への補助を実施。 ・棚田内の管理用道路整備(長野県千曲市)	所有者又は管理団体						5,311 (別に令和4年度補正726)	5,057 (別にR5年度補正3,647)	名勝に指定されている指定棚田地域において当該事業が活用されるよう、事業の周知を行う。	名勝に指定されている指定棚田地域	事業の採択時期は、通例、4月、6月、9月、11月、2月の初頭であり、各採択時期の概ね2カ月前には文化庁担当部門と事業内容についての協議が完了していることが求められる。		文化庁	文化資源活用課	10
10	文化庁	【国宝重要文化財等防災施設整備費補助金】重要文化財等防災施設整備事業	史跡、名勝、天然記念物、重要文化的景観など、国宝重要文化財等の防火対策、耐震対策を図る。	史跡、名勝、天然記念物、重要文化的景観など、国宝重要文化財等の防火対策、耐震対策に係る施設整備の経費を補助。	棚田を有する集落の林道法面に、落石防護ネットを施工(大阪府泉佐野市 日根荘大木の農村景観)	所有者又は管理団体						1,991 (別に令和4年度補正4,842)	2,314 (別にR5年度補正10,360)	当該地域において当該事業が活用されるよう、事業の周知を行う。	名勝に指定されている指定棚田地域及び重要文化的景観に認定されている指定棚田地域等	事業の採択時期は、通例、4月、6月、9月、11月、2月の初頭であり、各採択時期の概ね2カ月前には文化庁担当部門と事業内容についての協議が完了していることが求められる。		文化庁	文化資源活用課	11
11	文化庁	地域文化財総合活用推進事業	各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を支援することで、文化振興とともに地域活性化を推進する。	①世界文化遺産 世界文化遺産の所有者、保護団体等によって構成される実行委員会等が実施する世界文化遺産に関する普及啓発、人材育成等の取組に対して補助(定額)。 ②文化財保存活用地域計画等作成 地域の文化財を中核として、周辺環境を含めた総合的な保存・活用や文化財を生かした観光拠点形成を図るための「文化財保存活用地域計画」等の作成に係る経費を補助(定額)。 ③地域文化遺産・地域計画等 地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した人材育成や普及啓発等の特色ある取組を支援(定額)。	①棚田地域を含む世界文化遺産における情報発信、人材育成等を支援。(長崎県平戸市を含む「長崎と潜伏キリシタン関連遺産」として) ②— ③—	①実行委員会等 ②市町村 ③実行委員会等						①93 ②270 ③701	①99 ②243 ③608	指定棚田地域を含む市町村又は世界遺産の構成要素となっている指定棚田地域において当該事業が活用されるよう、事業の周知に努める。	指定棚田地域を含む市町村又は世界遺産の構成要素となっている指定棚田地域	①採択時期は令和6年3月下旬頃を予定。 ②採択時期は令和6年4月を予定。 ③採択時期は令和6年3月下旬を予定。		文化庁	①②文化資源活用課 ③参事官(生活文化創造担当)付	12
12	文化庁	伝統文化親子教室事業	次代を担う子どもたちに対して、伝統文化・生活文化等に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供し、伝統文化等の継承・発展と、子供たちの豊かな人間性を涵養する。	①伝統文化親子教室(教室実施型) 伝統文化等に関する活動を行う団体等が地域の子供たちに伝統文化等の計画的・継続的な体験・修得の機会を提供する取組に対して支援を行う。 ②伝統文化親子教室(地域展開型) 地方公共団体及び地方公共団体を中心とする実行委員会等が幅広い伝統文化等の分野に親しむきっかけ作りや、教室実施型が困難な地域での継続的・計画的な体験・修得機会を提供する取組に対して支援を行う。 ③伝統文化親子教室(統括実施型) 全国的な活動を展開する統括団体等が体験・修得機会の地域偏在の解消のため、教室実施型の取組を広域的・組織的に提供する取組に対して支援を行う。	—	①伝統文化関係団体等 ②地方公共団体及び地方公共団体を中心とする実行委員会等 ③統括団体等						1,489	1,489	当該事業の対象となる棚田地域を含む地方公共団体において当該事業が活用されるよう、事業の周知に努める。	当該事業の対象となる棚田地域を含む地方公共団体	採択時期：令和6年4月下旬を予定		文化庁	参事官(生活文化創造担当)付	13

令和6年度棚田地域振興関連予算概算決定一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象				主な補助率	R5予算(百万円)	R6予算概算決定(百万円)	令和6年度予算概算決定における優先採択措置、優遇措置の追加や要件緩和等の拡充措置	左記措置の対象範囲	活動計画申請に当たっての留意事項(各事業の採択時期、活動計画に位置付ける際の留意点等)	備考	担当		詳細版参照ページ	
							地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他								局・部	課・室		
13	農林水産省	強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ	産地の収益力強化と持続的な発展のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援	産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の導入を支援。	-	都道府県、市町村、農業者の組織する団体等	○		○	○	1/2以内	12,052	12,052	(継続) ・指定棚田地域について、一部施設の補助率の嵩上げ、面積要件緩和 ・中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用した優遇措置(優先枠加算、面積要件緩和、上限事業費緩和)	指定棚田地域	令和6年度に中山間農業ルネッサンス事業の枠組みを活用する場合、国から都道府県への割当内示までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。	内数	農産局	総務課生産推進室	16	
14	農林水産省	環境保全型農業直接支払交付金	農業の持続的発展のためには、食料供給の観点のみならず、自然環境保全などの多面的機能が発揮されることが必要であることから、農業生産に由来する環境負荷の軽減とともに地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組を推進する。	化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者の組織する団体等に対して、取組面積に応じて支援。	・4地区(「日本の棚田百選」に選定された棚田(134地区)における令和2年度の実施地区数)	農業者の組織する団体等			○		定額	2,650	2,641	(継続) 中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用した優遇措置(要件緩和)	指定棚田地域	令和6年度に中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用する場合、事業計画の提出(令和6年6月末まで)までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。		農産局	農業環境対策課	17	
15	農林水産省	集落営農活性化プロジェクト促進事業	集落営農組織の構成員の高齢化や減少が進む中で、将来にわたって農地を持続的に利用できるよう、集落営農の活性化に向けたビジョンづくり、その実現に向けた取組を総合的に支援する。	集落営農の活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援する。	・山口県田布施町、大分県竹田市ほか集落営農組織の構成員の高齢化や減少が進む中で、集落営農の活性化に向け、ビジョンづくり及びその実現に向けた人材の確保、収益力向上に向けた取組、組織体制の強化、効率的な生産体制の確立など、地域の状況を踏まえて総合的に支援	都道府県市町村	○		○		定額 1/2以内	290	250	中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用した優遇措置(優先配分)	指定棚田地域	令和6年度に中山間農業ルネッサンス事業の枠組みを活用する場合、国から都道府県への割当内示までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。	内数	経営局	経営政策課	18	
16	農林水産省	機構集積協力金交付事業のうち地域集積協力金交付事業	目標地図の実現に向けて、農地中間管理機構を活用した農地の集約化等を加速するため、地域に対する協力金の交付を支援。	農地バンクへの貸借・農作業受委託を通じて、農地の集積・集約化に取り組む地域等に対し、協力金を交付する。	・兵庫県上郡町 集落の農地を一括して農地バンクに貸し付け、保全すべき農地を担い手に集約するとともに、畦畔等の管理作業を地域で役割分担	市町村(又は都道府県)	○				定額	600	600	(継続) 中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用した優遇措置(優先配分、要件緩和)	指定棚田地域	令和6年度に中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用する場合、交付決定までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。	内数	経営局	農地政策課	19	
17	農林水産省	中山間地域等直接支払交付金	農業生産条件が不利な中山間地域は、荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されているため、農業生産条件に関する不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を図る。	中山間地域等において、集落等を単位とする協定に基づき5年間以上農業生産活動を継続して行う農業者等に、平地との農業生産条件の不利を補正する交付金を交付する。	・指定棚田地域における棚田地域振興活動加算の実施地区数は349地区(令和4年度) ・広島県安芸太田町(津浪集落協定) 大学生と連携して棚田の保全に取り組むとともに、地域住民でアイデアを出し合いながら、直売所や休憩所の機能を持つ交流拠点を運営 ・宮崎県五ヶ瀬町(宮野原集落協定) 「島の集落田」を中心とした農地保全への取組として、獣害対策等を実施。NPO法人と連携した荒廃農地再生、地元女性グループとの地域活性化策なども推進。	農業者の組織する団体等			○		定額	26,100	26,100	(継続) ①対象地域に指定棚田地域(保全を図る棚田等に限る)を追加(要件緩和) ②認定棚田地域振興活動計画の保全対象の棚田等に対して加算 ③棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち、超急傾斜農地を対象に加算額を引き上げ	①指定棚田地域(保全を図る棚田等に限る) ②③認定棚田地域振興活動計画の対象棚田のうち、一定の要件を満たす地域	①令和6年度から実施する場合、令和6年6月末までに指定棚田地域の指定を受けた上で、要綱・要領に基づく書類の提出を行う必要がある。 ②③令和6年度から実施する場合、令和6年6月末までに活動計画の認定を受けた上で、要綱・要領に基づく書類の提出を行う必要がある。なお、「棚田等の保全」、「棚田等の保全を通じた多面性などの機能の維持・発揮」、「棚田を核とした棚田地域の振興」の各々について、定量的な取組目標を1つ以上設定・達成することが要件。		農村振興局	地域振興課 中山間地域、日本型直接支払室	20	
18	農林水産省	農山漁村振興交付金	農山漁村の自立及び維持発展に向け、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらおう」機会を創出するとともに、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域の活性化を図る。	少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興施策を総合的に推進することにより、関係人口の創出・拡大を図るとともに、農山漁村に開く地域コミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しする。	・岐阜県恵那市(事業実施主体:中野方農泊推進協議会) 日本棚田百選である「坂折棚田」棚田オーナーに対する宿泊促進プロモーションチラシ作成。 ・兵庫県養父市(事業実施主体:兵庫県)用水路等の整備により棚田の機能を確保し、棚田の景観や農作業体験により、交流人口の増加、棚田で生産された農産物の販売促進を図る。 ・広島県安芸太田町(事業実施主体:井仁棚田周辺地域活性化協議会) 日本棚田百選である「井仁の棚田」を活用したグリーンツーリズム等を実施。 ・長野県上田市 棚田の保全及び棚田を活用したイベント(田植え、稲刈り、かかしまつり、棚田キャンプ、しおとし等)の開催 ・山口県長門市 棚田地域への来訪者のためのサイン計画策定及び誘導看板の設置、最新の情報を整理するとともに、発信先となるSNSやHPをより多くの人が閲覧できる仕掛けにより広く棚田地域を周知	地域協議会、市町村、農山漁業者の組織する団体等	○	○	○		○	定額、1/2等	9,070	8,389	①～⑥:(継続) ①指定棚田地域での取組に対する上限助成額上乗せ及び審査時のポイント加算の優遇措置(農山漁村発イノベーション対策(農山漁村発イノベーション推進事業のうち地域活性化型)) ②棚田の保全・振興に対応した取組を支援(農山漁村発イノベーション対策(農山漁村発イノベーション整備事業のうち定住促進・交流対策型)) ③中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用した指定棚田地域における優遇措置(ポイント加算等)(農山漁村発イノベーション対策、最過土地利用総合対策、情報通信環境整備対策) ④③に加え、補助率嵩上げ(農山漁村発イノベーション対策(農山漁村発イノベーション整備事業のうち産業支援型)) ⑤対象地域に指定棚田地域(要件緩和)や棚田を含む農用地の保全・振興に特化したモデル事業メニュー(中山間地農業推進対策) ⑥指定棚田地域について、審査時にポイント加算(最過土地利用総合対策)	①③④⑤⑥指定棚田地域 ②認定棚田地域振興活動計画	①を活用する場合は、公募の申請までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。 ②を活用する場合は、棚田地域振興活動計画第12条の規定による「指定棚田地域振興活動計画」の認定申請(「活性化計画」のみなし提出)を行う必要がある。なお、「みなし提出」を行った場合であっても、本交付金の交付を受けるためには「活性化計画」に基づく事業と同様の手続きが必要となる。 ③を活用する場合は、対策毎に定める公募の申請までに都道府県が中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱第2における「地域別農業振興計画」を策定する必要があるが、「指定棚田地域振興活動計画」を「地域別農業振興計画」とみなすことができる。 ④を活用する場合は、整備事業の開始前に6次産業化の取組を盛り込んだ指定棚田地域振興活動計画の認定を受けた上で、実施要綱に基づき地域経済への波及効果に関する目標を設定した事業実施計画の提出を行う必要がある。 ⑤を活用する場合は、指定棚田地域振興計画の認定を受けていれば、地域別農業振興計画の変更の手続きは不要。(ただし、地域別農業振興計画との紐付けが必要ですので、ルネ事業担当と調整、情報共有をお願い致します。) (参考)地域別農業振興計画の認定スケジュール:R6.1末までに提出、計画の変更は随時受付 ⑥を活用する場合は、申請までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。	内数	農村振興局	①③④都市農村交流課 ②地域整備課 ⑤⑥地域振興課	21 - 30
19	農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	野生鳥獣の生息分布区域が拡大し、農作物被害が深刻化している中、市町村が作成する被害防止計画に基づく取組を総合的に支援することで、野生鳥獣による農作物被害の軽減を図る。	農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化やジビエ利用拡大への取組等を支援	・佐賀県唐津市、京都府福知山市 棚田地域における鳥獣被害防止対策として、本交付金を活用して捕獲活動や追払いの実施、侵入防止柵の設置等を行い、農作物被害を軽減し棚田の維持に寄与。	協議会、地方公共団体、民間団体	○	○	○		定額、1/2以内等	9,603	9,900	(継続) ・指定棚田地域について、補助率嵩上げ(50%→55%)の対象としている。 ・中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用した審査時のポイント加算(審査時に+3ポイント)	指定棚田地域	①令和6年度に中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用するとともに優遇措置(ポイント加算)を受ける場合、要量調査(概ね1月中旬頃)までに指定棚田地域の指定(見込み可)を受けている必要がある。 ②令和6年度に補助率の嵩上げの措置を受ける場合、事業実施計画の提出までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。	内数	農村振興局	鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室	31	

令和6年度棚田地域振興関連予算概算決定一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象				主な補助率	R5予算(百万円)	R6予算概算決定(百万円)	令和6年度予算概算決定における優先採択措置、優遇措置の追加や要件緩和等の拡充措置	左記措置の対象範囲	活動計画申請に当たっての留意事項(各事業の採択時期、活動計画に位置付ける際の留意点等)	備考	担当		詳細版参照ページ
							地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他								局・部	課・室	
20	農林水産省	多面的機能支払交付金	農村地域の集落機能の低下により地域の共同活動等が困難な状況となっているため、多様な人材の参画や広域的な保全管理を促進し、地域資源の保全管理の維持・発揮に寄与するとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しする。	地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動として以下を支援。 ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動(農地維持支払) ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動など地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動(資源向上支払)	・指定棚田地域における令和4年度事業実施組織は811組織 ・山形県朝日町(能中集落協定)棚田の法面や農道・水路等の草刈り等を実施。耕作放棄地の発生が防止され、良好な棚田景観が保全されている。	農業者等の組織する団体						48,652	48,589	(継続) ・中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用した優遇措置(優先採)	指定棚田地域	令和6年度に中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用する場合、令和6年6月末までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。		農村振興局	農地資源課多面的機能支払推進室	32
21	農林水産省	農業農村整備関連事業	・農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、農地の大区画化や汎用化・畑地化、農業水利施設の適切な更新・長寿命化、省工化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、ため池の防災・減災対策、田んぼガムの取組拡大等流域治水対策、農道、集落排水施設の整備等を推進	1.農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備(農業競争力強化対策) 担い手への農地集積や農業の高付加価値化を図るため、農地中間管理機構との連携等により、農地の大区画化や汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備等を推進。また、水利用の高度化や水管理の省力化を図るため、パイプライン化やIoTの導入等により、新たな農業水利システムの構築を推進。 2.農業水利施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策(国土強靱化対策) 農業水利施設の更新・長寿命化、耐震化、農地の漏水防止対策、ため池の防災・減災対策、農業用ガムの洪水調節機能強化等を推進。 3.農村整備(田圃回帰、農村定住促進) 農村に人が定住して住み続けられる条件を整備するため、集落排水施設や農道等の整備を推進。 対象事業 ①農業競争力強化基盤整備事業 ②農村地域防災減災事業 ③農山漁村地域整備交付金 ④農地耕作条件改善事業 ⑤農業水路等長寿命化・防災減災事業 ⑥中山間地域農業農村総合整備事業 ⑦農村整備事業	農地耕作条件改善事業 ・指定棚田地域における令和5年度事業実施地区は26地区(北海道旭川市、山形県山形市、長野県小谷村ほか) 中山間地域農業農村総合整備事業(例) ・静岡県松崎町・松崎地区(区画整理、農業用排水路、農道整備) ・宮城県高千穂町 上野地区(農業用排水路、農道整備、営農飲雑用水施設)	都道府県、市町村、土地改良区等						223,879	224,124	(継続) ・指定棚田地域を含む条件不利地域において、補助率高上げ(①②③④⑤⑦) ・指定棚田地域を含む条件不利地域において、採択要件緩和(①②③⑦) ・中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用した優遇措置(優先採択)(①③④⑤⑥⑦) ・指定棚田地域を含む条件不利地域のみを対象に事業を実施(⑥)	指定棚田地域	(①②④⑤⑥⑦について) 令和6年度に補助率の高上げ、採択要件緩和等の措置を受ける場合や、令和6年度に中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用する場合、事務手続上、令和6年1月中旬までに指定棚田地域となることが判明していること並びに指定棚田地域の取扱及び補助率の高上げを踏まえた県内の来年度予算の調整を終えておく必要がある。 (③について) 地区の採択等は都道府県の裁量で実施されることとなるため、各都道府県における事務手続において必要となる時期までに、指定棚田地域の指定を受けている必要がある。		農村振興局	①④農地資源課 ②防災課 ③⑥⑦地域整備課 ⑤水資源課	33-44
22	農林水産省	地すべり対策事業	地すべり防止区域内において地すべり対策を実施することにより、農用地・農業用施設をはじめ人家、人命及び公共施設等の被害を防止し、国土の保全と安全で快適な生活環境の実現に貢献する。	地すべり防止を図るために行う地すべり防止施設の整備等	・新潟県上越市 滝沢の棚田を含む約1,520haを保全対象として、地すべり防止事業を実施 ・鳥根県出雲市 野尻棚田を含む約1,196haを保全対象として、地すべり防止事業を実施	①国 ②都道府県市町村土地改良区等						①720	①720	②農村地域防災減災事業(41,119百万円)の内数 ②農村地域防災減災事業(38,101百万円)の内数				農村振興局	防災課	45
23	林野庁	治山事業のうち地すべり防止事業	地すべり防止区域内において地すべり対策を実施することにより、山地に起因する災害を防止し、農用地・農業用施設をはじめ国民の生命・財産の保全を通じて、安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。	地すべり防止を図るために行う地すべり防止施設の整備等	・新潟県上越市、十日町市(直轄事業) 頸城地区の棚田を含む農地約288haを保全対象として、地すべり防止事業を実施 ・新潟県上越市(補助事業) 中ノ俣地区の棚田約2haを保全対象として、地すべり防止事業を実施	国、都道府県						62,291	62,351	(継続) ・ICT等新技术を導入する場合、事業規模要件を緩和(全体計画額:1億円以上→3,500万円以上)	ICT等新技术を導入する地区		内数	森林整備部	治山課	47
24	林野庁	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち森林・山村多面的機能発揮対策交付金	過疎化・高齢化の進行に伴い森林の手入れが遅れている山村地域において、地域住民や森林所有者、地域外関係者等からなる活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の利用、関係人口の拡大等の取組を支援することにより、森林の多面的機能の発揮や山村地域の活性化を図る。	森林の多面的機能発揮とともに関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域の活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援する。 ※中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に位置づけられた、農地等の維持保全にも資する取組及び中山間地域等直接支払交付金により荒廃農地の林地化を図った箇所の取組を優先的に支援する。		地域協議会						1,009	840	中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みの活用及び中山間地域等直接支払交付金による荒廃農地の林地化箇所に対する優遇措置(優先採択)	指定棚田地域	令和6年度に中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みの活用及び中山間地域等直接支払交付金による荒廃農地の林地化を図った箇所の取組を行う場合、各都道府県に設置される地域協議会が定める交付申請期限までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。	内数	森林整備部	森林利用課	48

令和6年度棚田地域振興関連予算概算決定一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象				主な補助率	R5予算(百万円)	R6予算概算決定(百万円)	令和6年度予算概算決定における優先採択措置、優遇措置の追加や要件緩和等の拡充措置	左記措置の対象範囲	活動計画申請に当たっての留意事項(各事業の採択時期、活動計画に位置付ける際の留意点等)	備考	担当		詳細版参照ページ
							地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他								局・部	課・室	
25	国土交通省	景観改善推進事業	地域への誇りや愛着を持ち、地域住民にとって住みよい環境を整備するとともに、内外からの観光客の訪問先となる魅力あるまちづくりを推進するため、地域における魅力ある景観形成に向けた取組を支援する。	・景観計画の策定・改定に対する支援 ・景観計画の策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に対する支援 ・重点地区内の景観規制上の既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援	棚田地域での事例： ○静岡県松崎町、佐賀県みやき町、宮崎県三股町、長野県小谷村、大分県日出町 景観計画の策定・改定のための取組を実施	市区町村	○				1/2、1/3	70.2	58.2	棚田地域における景観改善については事業の活用が可能であり、今後も引き続きこの方針を継続することとする。		採択時期は令和6年3月末頃を予定		都市局	公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室	49
26	国土交通省	地すべり対策事業	地すべり防止施設等の新設等を行うことにより、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を軽減し又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。	地すべり防止区域において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設、改良し、その他地すべり等を防止するために実施する地すべり防止工事		①国 ②都道府県	○				①2/3 ②1/2	①治山治水(884,019百万円[省全体])の内数 ※上記予算額は、デジタル庁一括計上分を含まない。 ②社会資本総合整備(1,380,489百万円[省全体])の内数	①治山治水(884,407百万円[省全体])の内数 ※上記予算額は、デジタル庁一括計上分を含まない。 ②社会資本総合整備(1,377,105百万円[省全体])の内数	棚田地域における地すべり対策については事業の活用が可能であり、今後も引き続きこの方針を継続することとする。			水管理・国土保全局 砂防部	砂防計画課	50-52	
27	国土交通省	空き家対策総合支援事業	空き家法の空き家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家の活用・除却に係る取組や、NPOや民間事業者等がモデル性の高い空き家の活用等に係る調査検討又は改修工事等を行う場合に支援する。	空家住宅等、特定空家等又は不良住宅の除却等に要する費用、空家住宅等の改修等に要する費用、関連する事業に要する費用、NPOや民間事業者等が行う創意工夫をこらしたモデル性の高い空き家の活用等に係る調査検討や改修工事等に要する費用を支援。		地方公共団体 民間事業者等	○	○	○		1/2、1/3、2/5 等	5,400	5,900	棚田地域における空き家対策については本事業の活用が可能であり、今後も引き続きこの方針を継続することとする。		社会資本整備総合交付金でも除却や改修等に対して同様の支援が可能	住宅局	住宅総合整備課環境整備室	53	
28	観光庁	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人(DMO)が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して、総合的な支援を行う。	登録DMO、地方公共団体が実施する旅行者の地域周遊・長期滞在の促進を目的とした以下の取組(地方ブロック毎に開催される連絡調整会議)における調整を行ったものに限る)に対する支援等を行う。 (補助メニュー) ①調査・戦略策定、②滞在コンテンツの充実、③受入環境整備、④旅行商品流通環境整備、⑤情報発信・プロモーション	・石川県輪島市 R4年度事業にて、石川県が行う、白米千枚田(石川県輪島市)において収穫したお米を使用した純米酒「千枚田」やおにぎり等の商品情報について、多言語で紹介する自社サイトの整備を支援 ・徳島県上勝町 R4年度事業にて、一般財団法人関西観光本部が行う、椋原の棚田(徳島県上勝町)におけるトレッキングを含むアクティビティ体験ツアーの達成を支援	登録DMO、地方公共団体	○	○			①:定額(上限1,000万円) ②~⑤:事業費の1/2等	563	563	当該事業の要件を満たしている棚田を含む地域については、事業の活用が可能であり、今後も引き続きこの方針を継続することとする。	棚田を含む地域のうち、旅行者の地域周遊・長期滞在促進のための支援を希望する地域	令和5年8月下旬~10月上旬:事業計画(案)募集		観光庁 観光地域振興部	観光地域振興課	54
29	観光庁	地域観光資源の多言語解説整備支援事業	地域が行う観光資源の解説整備を支援し、魅力的で分かりやすい解説の充実・多言語化を図ることで、訪日外国人の満足度を向上させ、滞在日数や消費額の増加につなげる。	文化財や国立公園等について、わかりやすく魅力的な多言語解説文を作成できる英語のネイティブライター等の専門人材をリスト化し、地域へ派遣し解説文の作成を支援、併せて、解説文作成のノウハウを蓄積し、他地域へ横展開できるようにガイドラインを作成。	観光資源の一つとして、下記地域の棚田の魅力外国人にも分かりやすく説明できる解説文を作成。 ・宮崎県高千穂町(平成30年度 高千穂の棚田) ・広島県安芸太田町(令和元年度 井仁の棚田) ・徳島県上勝町(令和2年度 椋原の棚田) ・鳥根県奥出雲町(令和5年度 追谷の棚田)	協議会等		○			多言語解説文作成費を支援	R4年度補正546百万円及び国際観光旅客税118百万円	600			募集時期(予定):令和6年1月下旬~2月		観光庁 観光地域振興部	観光資源課	55
30	観光庁	地域における受入環境整備促進事業(宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業)	訪日外国人旅行者がストレスフリーな宿泊環境を整備するため、旅館・ホテル等の宿泊施設が実施する、宿泊施設及び旅行者の利便性向上に資する設備導入に関する個別の取組を支援する。	持続可能な地域づくりにも資するベイクイン/パウンドをはじめとした旅行需要に対して宿泊施設における受入環境を整備するため、宿泊事業者等に対して、宿泊施設におけるストレスフリーな環境整備を支援する。		民間事業者			○			補助率:1/3 (補助金の合計額は宿泊事業者等団体又は構成員宿泊事業者の数が150万円を乗じた額を上限とする。また宿泊事業者等団体又は一の構成員宿泊事業者に対する補助金の額は150万円を上限とする。)	1,643百万円の内数	1,374百万円の内数		調整中		観光庁	観光産業課	56
31	観光庁	地域における受入環境整備促進事業(宿泊施設バリアフリー化促進事業)	訪日外国人旅行者がストレスフリーな宿泊環境を整備するため、旅館・ホテル等宿泊施設の客室や共用部のバリアフリー化の推進等に関する個別の取組を支援する。	持続可能な地域づくりにも資するベイクイン/パウンドをはじめとした旅行需要に対して宿泊施設における受入環境を整備するため、宿泊事業者等に対して、客室や共用部のバリアフリーな環境整備等支援する。		民間事業者			○			補助率:1/2 (上限500万円)	1,643百万円の内数	1,374百万円の内数		調整中		観光庁	観光産業課	56
32	観光庁	新たな交流市場・観光資源の創出事業	「何度も地域に通う旅、帰る旅」という新たな旅のスタイルで反復継続した来訪を促進する「第2のふるさとづくり」、コロナを経た「ワーケーション」の普及や働き方の多様化を踏まえた「ワーケーション」の普及・定着」により、旅の潜在需要を顕在化させ、地域の関係人口拡大にもつながる形で交流需要の拡大を図る。	「第2のふるさとづくり」の推進にあたっては、自分のスキルを活かしたい、地域から学びを得たい、地域運営に携わりたい等のターゲットのニーズに着目した来訪機会を創出するモデルの構築を行い、反復継続した来訪を促進する。 「ワーケーション」の普及・定着にあたっては、テレワークの普及や働き方の多様化を踏まえ、子育て世代を対象にしたワーケーションのモデル実証、ノマドワーカー等の新たな働き方に対応したワーケーションのモデル実証、官民推進協議会と連携した普及啓発を行う。		国	○	○	○			委託事業として実施	649の内数	615の内数		調整中		観光庁	観光資源課	57

令和6年度棚田地域振興関連予算概算決定一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象				主な補助率	R5予算 (百万円)	R6予算概算決定 (百万円)	令和6年度予算概算決定 における優先採択措置、 優遇措置の追加や要件緩和 等の拡充措置	左記措置の 対象範囲	活動計画申請に当たっての留意事項 (各事業の採択時期、活動計画 に位置付ける際の留意点等)	備考	担当		詳細版 参照 ページ
							地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他								局・部	課・室	
33	環境省	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金	近年、ニホンジカやイノシシ等の鳥獣による自然生態系への影響、農林水産業等への被害が深刻化しており、積極的な捕獲による個体群管理が不可欠なため、ニホンジカとイノシシの個体数を平成23年度比で半減させることを当面の捕獲目標とする「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」の達成に向け、全国的な指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)の捕獲の推進を図る。	指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を策定し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県等に対して、 ① 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画の策定 ② 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施等を交付金により支援。	都道府県、協議会	○	○			定額、 1/2以内等	200	200	棚田へのニホンジカ・イノシシの侵入を抑制するための捕獲については本交付金で支援。	-	-	令和5年度事業について、令和4年度第2次補正予算(23億円)においても支援	自然環境局	野生生物課鳥獣保護管理室	58	
34	環境省	生物多様性保全推進交付金(エコツーリズム地域活性化支援事業)	自然地域や棚田地域等において、地域の自然資源を活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成等の取組を交付金により支援	エコツーリズム推進法に基づく全体構想を作成し、原則として3年以内に認定申請を行う方針を有する地域協議会(地方公共団体等で構成)を対象 魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成等、地域のエコツーリズム推進に向けた取組を交付金により支援	地域協議会		○		1/2		20	20	棚田地域においてエコツーリズムに取り組む地域協議会の支援には、本交付金の活用を図っていく。	エコツーリズム推進法に基づく全体構想を作成し、原則として3年以内に認定申請を行う方針を有する地域協議会であること。	2月に公募、3月中目途に採択予定		自然環境局	国立公園課 国立公園利用推進室	59	
35	内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金	デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決や魅力向上の取組の加速化・深化を図る観点から、「デジタル田園都市国家構想交付金」により、各地方公共団体の意欲的な取組を支援する。	デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、デジタル実装に必要な経費を支援するとともに、デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。	地方公共団体	○		1/2	100,000の内数 (別に令和4年度第2次補正80,000の内数)	100,000の内数 (別に令和5年度補正73,500の内数)	-	-	-	-	-	内数	地方創生推進事務局		60	